



かわら版

皆野町が発行する「みな为企业支援 かわら版」vol. 1 を発行いたします。
今回は、皆様からお問い合わせの多い、中小企業・個人事業者向けの支援制度について
情報をまとめました。 ①…国の制度 ②…埼玉県制度 ③…町の制度

① 持続化給付金 ② 給付

- 新型コロナウイルス感染拡大により大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を支えるため事業全般に広く使える給付金を支給します。
- 給付上限額は法人 200 万円まで、個人事業者 100 万円まで
- 今年 1 月以降で、前年同月比の収入が 50%以上減少した月がある方が対象

対象

- ・2019 年以前から事業を行っており、今後も継続する意向がある方
- ・2020 年 1 月から 12 月の間で、新型コロナウイルス感染拡大の影響等により、前年同月比で事業収入が 50%以上減少した月が存在する方

注：新規開業した方、月あたりの変動が大きい方、事業を承継した方で、前年収入と比較が難しい方に対する特例もあります。

注：一度給付を受けた方は、再度申請できません

申請期間

令和 2 年 5 月 1 日から令和 3 年 1 月 15 日まで

申請方法

ホームページにアクセスして申請 [持続化給付金](#)検索

給付金額の計算例（昨年 1 年間の売上からの減少分を算出します）

例）3 月決算の法人の場合

2019 年度	2019 年										2020 年		
	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	
	30	30	20	30	30	30	20	20	30	30	20	10	
2020 年度	2020 年										2021 年		
	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	
	13												

対象月：2020 年 4 月とする（前年同月と比較し売上が 50%以上減少）

対象月の事業収入 13 万円

2019 年度の事業収入 300 万円

計算式 300万円 - (13万円×12) =144万円
 144万円<200万円(上限額) 給付額 140万円

例) 個人事業者(白色申告)の場合

2019年	2019年											
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
	300											
2020年	2020年											
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
	40	20	20	15	10							

2019年の月平均の事業収入：年間収入300万円/12=25万円

対象月：2020年5月とする(前年月平均収入と比較し50%以上減少)

対象月の事業収入 10万円

2019年の年間事業収入 300万円

計算式 300万円 - (10万円×12) =180万円

180万円>100万円(上限額) 給付額 100万円

※青色申告を行っている方は、法人の計算方法に準じて計算します。

※ただし、所得税青色申告決算を提出しない方、所得税青色申告決算書に月間事業収入の記載がない方は、白色申告と同様に計算します。

問い合わせ：中小企業 金融・給付金相談窓口

電話 0570-783-183(平日・休日9:00~19:00)

② 埼玉県中小企業・個人事業主支援金

- 4/8から5/6の間で、20日間以上休業した事業者に対して20万円の支援金が支給されます(複数の事業所を有する場合30万円)
- 休業は定休日も含まれます。弾力的な扱いとして、売上げが無い日→1日休業、営業を短縮した日→0.5日休業、テイクアウト・デリバリーのみ営業→0.5日休業
- 業種は限定されません
- 5/7から埼玉県HPで受付を始めます。例外的に郵送でも申請可能です。

※申請期間、支給方法などの詳細は5/1以後に埼玉県から示されます。

問い合わせ：埼玉県中小企業等支援相談窓口電話 048-830-8291

(平日・休日9:00~18:00)

よくあるお問い合わせ（埼玉県 HP から抜粋）

Q 7割以上の休業とは？

A 4月8日から5月6日までの間、7割（20日間）以上休業した場合は対象としています。休業には、定休日や臨時休業日も含まれます。

Q 今から休業しても7割以上を満たせない場合は？

A 休業の認定は、休業の証明も含めて弾力的に運用いたします。
次の場合は、休業日として取り扱います。

- ・売上げがなかった日 1日休業
- ・営業時間を短縮した場合 0.5日休業

Q 飲食店で、デリバリーやテイクアウトサービスに切り替えて営業を継続していますが支給対象となりますか？

A 店内での飲食を取りやめて、デリバリーやテイクアウトサービスのみの営業とした場合は、当該営業日を0.5日休業とします。

Q 複数店舗のうち、1店舗だけ休業しているが、一部の事業所でも休業していれば対象となりますか？

A 1事業所でも休業している実態があれば対象となります。

Q 施設の停止要請を受けているなど対象者は限定されますか？

A 業種の限定はありません。

Q 申請窓口はどこになりますか？

A 原則、電子申請を予定しています。埼玉県のホームページから申請できるように考えています。

Q 電子申請は難しいので、窓口対応はありますか？

A 感染防止の観点から窓口での申請受付は想定していません。郵送での受付は例外的に認めます。

Q 7割以上休業していることを証明する資料は提出しますか？

A 休業期間を告知するホームページや店頭ポスターの写し、事業収入額を示した帳簿の写しなどを想定しています。

Q その他に必要な書類はありますか？

A 営業実態を確認できる書類が必要です。例えば、確定申告書の写し、開業届、営業許可証、事業税の納税証明書などを想定しています。

町から相談窓口にお問い合わせした内容

Q 宿泊業で予約がキャンセルとなったため営業しなかった場合は休業扱いとなるのか？また、ポスター掲示してない場合どのように確認するのか？

A 休業の扱いとなります。なお休業を示すポスター等が無い場合は、帳簿などで売り上げ収入が無いことを確認します。

③ 埼玉県業種別組合応援金 給付

- 顧客減少や感染防止などに対する取り組みを行う、組合を支援するものです。
- 感染症の影響を緩和するための適切な事業（キャッシュレス化等）を実施する業種別の組合に対して、一組合当たり500万円を上限として支給されます。

※申請期間、支給方法などの詳細は5/1以後に埼玉県から示されます。

問い合わせ：中小企業等支援相談窓口 電話 048-830-8291
(平日・休日9:00~18:00)

④ 皆野町中小企業振興資金 融資

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、運転資金を必要とされている方を支援するため、低金利で手続きが簡単な特別融資を実施します。
- 経営の悪化が懸念される方を幅広くとします、売上減少の条件等はありません
- 利子の2分の1を町が金融機関に直接支払うことで、事業者の方は低金利で融資を受けることができる仕組みです。
- 信保証協会に支払った保証料の、0.6%を超える額を事業者に直接補助します。

融資上限額 1000万円
 資金用途 運転資金として
 対象 皆野町内に店舗、工場または事業所（法人の場合は本社）を有する中小企業者であって、新型コロナウイルス感染症の影響により経営状況の悪化が懸念される方、町税の完納が条件です
 利率 0.55%（令和2年4月10日時点）
 融資期間 5年以内（据置6か月以内）
 信用保証 実質0.6%（令和2年12月31日までの融資に限る）
 融資総額 3億円
 償還方法 原則として元金均等分割返済
 担保・連帯保証人 必要に応じて
 申し込み 取扱金融機関を通じて産業観光課で受付
 取扱金融機関 埼玉りそな銀行皆野支店、秩父支店 埼玉信用組合皆野支店
 埼玉縣信用金庫秩父支店 武蔵野銀行秩父支店
 東和銀行秩父支店 足利銀行秩父支店 商工中金熊谷支店
 問い合わせ：皆野町役場産業観光課 電話 62-1462

⑤ 埼玉県新型コロナウイルス感染症対応資金

- 売上の減少によりセーフティネット保証 4 号・5 号、危機関連保証のいずれかを満たした方が利用できます（3 か月の売上が 15%以上減少など）
- 当初 3 年間無利子・無担保・据置最大 5 年の融資です。
- 信用保証料は半額またはゼロになります。
- 融資総額は埼玉県全体で 5000 億円の枠となります。

融資上限額	3000 万円
資金用途	経営の安定に必要な事業資金（設備資金、運転資金） ※既存の信用保証付き融資の借換えも可
利 率	当初 3 年間は 0%（4 年目以降は年 1.5%以内）
融資期間	10 年以内（据置 5 年以内）
担 保	無担保
保 証 人	代表者は一定要件を満たせば不要（連帯保証人は原則不要）
取扱金融機関	県内の銀行・信用金庫・信用組合・商工中金の本支店

問い合わせ：埼玉県産業労働部 金融課 企画・制度融資担当

電話 048-830-3801

※5/2(土)～5/6(水)までの電話相談窓口

中小企業等支援相談窓口 048-830-8291（9：00～18：00）

■休日相談窓口

- 皆野町商工会では新型コロナウイルス感染症の影響による相談に対応するため、5/2(土)から 5/6(木)の間、休日相談窓口を開設します。
電話 62-1311（時間 9：00～16：00）
- 一部の金融機関では融資の相談を受け付けています。
埼玉りそな銀行 秩父支店 電話 0120-30-3192（時間 9：00～15：00）
武蔵野銀行 秩父支店 電話 22-0940（時間 9：00～17：00）

発行：皆野町役場 産業観光課 商工観光担当

問合せ：0494-62-1462

みな为企业支援かわら版は担当者が収集した情報を簡潔な表現にまとめたものです。
実際の制度内容と異なる場合があります、予めご了承ください。